

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第78号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第45号）中別表第1の改正規定の施行期日は、令和3年5月10日とする。

（文化市民局地域自治推進室）